

第 6 1 回

前橋市都市計画審議会議案

目 次

- 1 前橋都市計画道路の変更（3・3・78号昭和大橋大胡線の変更）について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（2号案件）
- 2 前橋都市計画道路の変更（3・4・91号山王駒形線ほか2路線の廃止）について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
（1号案件）

1号案件：都市計画法第19条第1項の規定により、前橋市が定める都市計
（付議案件） 画に関する議案（前橋市決定）

2号案件：都市計画法第18条第1項の規定により、群馬県が前橋市に意見
（諮問案件） を聴き、定める都市計画に関する議案（群馬県決定）

3号案件：都市計画法以外の法令により、都市計画審議会の議を経ること等
（付議案件） を求められている性質の議案（建築基準法第51条ただし書きに
（諮問案件） よる敷地位置指定等）

4号案件：法令に定めはないが、本市の都市計画を行う上で、市長が都市計
（諮問案件） 画審議会の意見を聴くことが必要と判断して提出する議案

5号案件：都市計画法第21条の5第2項の規定により、計画提案の素案に
（諮問案件） ついて都市計画審議会に意見を聴く必要がある議案

※付議案件：都市計画法及び他の法令によりその権限に属された事項（議決を要
するもの）の調査審議を行うもの

※諮問案件：他の法令によりその権限に属された事項（審議を要するもの）及び
市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議を行うもの



諮問第1号

前橋市都市計画審議会 様

前橋都市計画道路の変更（3・3・78号昭和大橋大胡線の変更）について

前橋都市計画道路の変更（3・3・78号昭和大橋大胡線の変更）について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

令和3年3月18日

前橋市長 山 本



第1号議案

前橋都市計画道路の変更（3・3・78号昭和大橋大胡線の変更）について（諮問）

諮問第1号により前橋市長から諮問がありましたので、次のとおり審議会の意見を求めます。

令和3年4月27日

前橋市都市計画審議会会長

前橋都市計画道路の変更（群馬県決定・案）

都市計画道路中 3・3・78号昭和大橋大胡線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・3・78	昭和大 橋大胡 線	前橋市 公田町	前橋市 富田町	前橋市 駒形町	約 11,770m	地表式	4車線	23.5m	J R両毛線と立体交差 幹線街路前橋館林線と 立体交差 幹線街路駒形駅前通線 と立体交差 幹線街路上武道路と立 体交差 幹線街路と平面交差 10箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

前橋都市計画道路 3・3・78号昭和大橋大胡線は、主要地方道高崎駒形線及び主要地方道藤岡大胡線の一部を含み、高崎市、前橋市南部及び大胡地区を結ぶ幹線道路である。

交差する前橋都市計画道路 3・4・91号山王駒形線の廃止に伴い、山王駒形線との交差点部の形状を変更するもの。

都市計画道路新旧対照表

(変更前)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表面式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・78	昭和大橋大胡線	前橋市公田町	前橋市富田町	前橋市駒形町	約11,770m	地表式	4車線	23.5m	J R両毛線と立体交差 幹線街路前橋館林線と立体交差 幹線街路駒形駅前通線と立体交差 幹線街路上武道路と立体交差 幹線街路と平面交差12箇所	

(変更後)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表面式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・78	昭和大橋大胡線	前橋市公田町	前橋市富田町	前橋市駒形町	約11,770m	地表式	4車線	23.5m	J R両毛線と立体交差 幹線街路前橋館林線と立体交差 幹線街路駒形駅前通線と立体交差 幹線街路上武道路と立体交差 幹線街路と平面交差10箇所	



諮問第2号

前橋市都市計画審議会 様

前橋都市計画道路の変更（3・4・91号山王駒形線ほか2路線の廃止）について

前橋都市計画道路の変更（3・4・91号山王駒形線ほか2路線の廃止）について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

令和3年3月18日

前橋市長 山 本



第2号議案

前橋都市計画道路の変更（3・4・9 1号山王駒形線ほか2路線の廃止）について
（付議）

諮問第2号により前橋市長から諮問がありましたので、次のとおり審議会の議決を求めます。

令和3年4月27日

前橋市都市計画審議会会長

前橋都市計画道路の変更（前橋市決定・案）

都市計画道路中 3・4・9 1 号山王駒形線、3・4・9 3 号東善町南線及び 3・4・9 5 号西善力丸線を廃止する。

理 由

前橋都市計画道路 3・4・9 1 号山王駒形線及び 3・4・9 3 号東善町南線は、駒形第一土地区画整理事業に合わせて計画された地区幹線道路である。また 3・4・9 5 号西善力丸線は、力丸工業団地と周辺の主要幹線道路を結ぶよう計画された地区幹線道路である。

本市では、人口減少社会の到来、環境意識の高まりなどの社会情勢の変化などにより、新たな将来都市像を実現するためのまちづくりを効率的かつ戦略的に進めるため、未整備となっている都市計画道路の必要性の検証を行った。この結果、これら 3 路線は、都市計画決定当時に比べて必要性が大きく低下し、道路ネットワーク上も支障がないことから、全線について廃止するものである。

都市計画道路新旧対照表

(変更前)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・91	山王駒形線	前橋市東善町字村内	前橋市駒形町字上流		約720m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差2箇所	
	3・4・93	東善町南線	前橋市東善町	前橋市中内町		約590m	地表式	2車線	17.0m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差2箇所	
	3・4・95	西善力丸線	前橋市西善町	前橋市力丸町	前橋市房丸町	約1,750m	地表式	2車線	16.0m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差2箇所	

(変更後)

なし